

# 平成31年三重県議会定例会

## 教育警察常任委員会

### I 議案補充説明

議案第55号 「公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案」	1
--------------------------------	---

### II 所管事項説明

1 「平成30年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況における事務事業等の見直しについて（教育委員会所管分）	3
2 平成30年度学校防災取組状況調査結果の概要について	6
3 県立高等学校生徒募集定員の策定について	20
4 三重県教育委員会における障がい者雇用の推進方策（案）について	27
5 不祥事根絶の取組について	33
6 会計年度任用職員制度の創設について	36
7 いじめの防止等に係る取組について	38
8 三重県部活動ガイドラインに係る取組と進捗状況について	44
9 三重県総合教育会議の開催状況について	50
10 審議会等の審議状況について	53

平成31年3月8日

教育委員会

## I 議案補充説明

### 議案第55号

### 「公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案」

#### 1 改正理由

平成 31 年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うものです。

#### 2 改正内容

##### (1) 平成 31 年度の児童生徒数および学級数（予算時の見込数）

平成 30 年度に比べ、児童生徒数 2,800 人の減、38 学級の減となる見込みです。

###### ① 児童生徒数

(単位：人)

	平成 30 年度	平成 31 年度	増減
小学校	94,390	92,957	△1,433
中学校	46,651	46,123	△528
高等学校（収容定員）	40,240	39,360	△880
特別支援学校	1,737	1,778	+41
計	183,018	180,218	△2,800

###### ② 学級数

(単位：学級)

		平成 30 年度	平成 31 年度	増減
小学校	普通学級	3,367	3,316	△51
	特別支援学級	802	841	+39
中学校	普通学級	1,365	1,343	△22
	特別支援学級	294	300	+6
高等学校		1,005	983	△22
特別支援学校		458	470	+12
計		7,291	7,253	△38

(2) 教職員定数（条例定数）の内訳

- 国で定める定数（法定数）は、小中学校では、学校の統廃合、児童生徒数の減少、特別支援学級の増、通級指導および外国人児童生徒教育加配の基礎定数化に伴う定数増等があり、76人の減となります。
- 県立学校の法定数は、高等学校が生徒数の減少により74人の減、特別支援学校が児童生徒数の増により1人の増となり、あわせて73人の減となります。法定数全体では、149人の減となります。
- 県単定数は、小中学校では、学校統合加配について、県単定数ではなく国定数で措置することとしたため、中学校で1人の減となっています。高等学校では、四日市工業高等学校専攻科設置に伴う2人増、現業職員の定数整理に伴う3人減により1人の減、特別支援学校は現業職員の定数整理により2人の減のため、県単定数全体では4人の減となります。
- 以上のことから、平成31年度の三重県の教職員定数は、下表のとおり平成30年度に比べ、153人の減少で、合計で15,270人となります。

	平成30年度			平成31年度			増 減		
	法定数	県単定数	条例定数	法定数	県単定数	条例定数	法定数	県単定数	条例定数
小学校	6,855	73	6,928	6,813	73	6,886	△42	±0	△42
中学校	3,642	70	3,712	3,608	69	3,677	△34	△1	△35
高等学校	3,365	133	3,498	3,291	132	3,423	△74	△1	△75
特別支援学校	1,232	53	1,285	1,233	51	1,284	+ 1	△2	△ 1
合 計	15,094	329	15,423	14,945	325	15,270	△149	△4	△153

3 施行期日

平成31年4月1日



## 2. 集中取組期間における県単独補助金の見直し一覧

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」10頁に記載の「県単独補助金の見直し」について、個々の見直しの方向性を整理したものです。

○表ごとの分類の考え方は以下のとおりです。

- ・「(1)平成29年度の見直し」、「(2)平成30年度の見直し」、「(3)平成31年度の見直し」は、それぞれの見直し年度の当初予算において見直したもの
- ・「(4)平成29年度から平成31年度における見直し」は、平成29年度から平成31年度当初予算にかけて段階的に見直しを行ったもの
- ・「(5)2020年度以降の見直し」は2020年度の当初予算において見直す(予定)のもの

○2020年度以降の見直しについては、現時点の予定であり、2020年度予算編成以降の議論により、事業の追加も含め、変更される場合があります。

○平成31年度以降の見直しについては、平成30年度組織改正後の所管部局名称で記載しています。

(1) 平成29年度の見直し 該当なし

(2) 平成30年度の見直し

(単位:千円)

No.	細事業名 ( )内は細々事業名	見直しの内容(方向性)	平成28年度予算額	平成29年度予算額	平成30年度予算額	平成31年度予算額	差額(H30-H28)	所管部局名
8	文化財保護事業補助金(地域文化財総合活性化事業)	文化財の保存修理については、経年劣化により修復を必要とするものが増加し、所有者等の要望も多い。そのため、活用・防災事業の実施を条件として、保存修理事業を継続するが、活用・防災事業に対する補助については、平成29年度をもって廃止する。	102,000	90,000	86,296		▲ 15,704	教育委員会

(3) 平成31年度の見直し 該当なし

(4) 平成29年度から平成31年度における見直し 該当なし

(5) 2020年度以降の見直し 該当なし

### 3 集中取組期間における県有施設の見直し一覧

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」13頁に記載の「県有施設の見直し」について、個別施設の見直しの方向性や調整経過等を整理したものです。

○今回の見直しは、廃止や統合を含めたあり方検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面で見直しに取り組むとともに、あわせて、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組んでいます。

○平成30年2月19日全員協議会以降の経過として、見直しの方向性を定めた施設については、見直しの実施に向けて、府内での検討や関係団体との調整を進め、今後見直しの方向性を定めるとした施設については、引き続き検討を重ねました。また、新たに見直しが必要な施設がないかどうかについても、あわせて検証を行いました。

No	施設名	見直しの方向性	平成30年2月19日全員協議会以降の 調整経過、課題、今後の予定など	所管部局名
22	鈴鹿青少年センター <指定管理>	<p>【継続検討】</p> <p>民間による有効活用も視野に入れながら、平成31年度末までに方向性を定める。</p> <p>当該施設は、自然に親しむ機会を青少年に提供するため昭和59年に建設され、宿泊・自然体験活動等を実施している。</p> <p>学校・クラブ等による青少年の健全育成を目的とした利用を基本としつつ企業・家族等の利用が一定数を占めていること、指定管理料の削減に努めてきたものの依然として多額の維持管理費がかかっていること、鈴鹿青少年の森に隣接し好立地にあり子どもの集団宿泊・体験活動の場としての機能を果たす民間による活用も考えられることを考慮し、今後の見直しの方向性を定める必要がある。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30.7 先行事例調査</li> <li>青少年教育施設を民間活用することにより、新たな事業展開、利用者の増、公費負担の軽減を行っている事例を調査</li> <li>　　沼津市立少年自然の家</li> <li>　　びわ湖青少年の家</li> <li>・H30.8~9 鈴鹿市への説明</li> <li>・H30.8.22 「平成30年度第1回みえ公民連携共創プラットフォーム」(百五銀行主催)に参加した民間事業者から、鈴鹿青少年センターへの民間活力の導入に関し、新たに施設に導入する機能、現行施設の活用方法、隣接する公園(鈴鹿青少年の森)も含めた事業アイデア等の意見を収集</li> <li>・H30.10~11 プラットフォーム参加事業者及び専門家(国土交通省PPP協定パートナー)から事業アイデア・施設の活用可能性等の意見を個別に収集</li> <li>・H30.11.30 「平成30年度第2回みえ公民連携共創プラットフォーム」(百五銀行主催)において、県土整備部とともに民間事業者と対話し、事業への関心・事業アイデア・対象エリア等の意見を聴取</li> <li>・H31.1.25 上記で収集した民間意見について、国土交通省PPP協定パートナーが現地確認の上で出した見解を聴取</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設が立地する鈴鹿市、現指定管理者、隣接する公園を管理する部局等の関係者と情報を共有し、見直しの方向性について、意見をとりまとめていくことが必要</li> <li>・民間を活用した施設運営による効果や実現可能性を判断するため、裏付けある分析が必要</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集・聴取した民間意見を踏まえて、上記の関係者と意見交換し、今後の進め方等を調整</li> <li>・民間を活用した施設運営による効果や実現可能性を判断するため、対象エリアの検討・試験的イベントの実施等により詳細な分析を実施</li> </ul>	教育委員会

## **2 平成30年度学校防災取組状況調査結果の概要について**

### **1 調査の目的**

平成23年12月に策定した「三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について＜指針＞」に挙げた主な課題に対する県内の公立学校の取組状況を継続的に把握し、学校防災の取組を一層推進することを目的に調査を実施しています。

### **2 調査の対象**

県内の公立小中学校、県立学校 合計 591 校

- ・公立小中学校 508 校 (小学校 354 校、中学校 154 校)  
(義務教育学校は小学校、中学校に含めて集計)
- ・県立学校 83 校 (通信制をのぞく)

### **3 調査の時点**

小中学校：平成31年2月1日

県立学校：平成31年2月8日

### **4 調査結果のポイント ※ ( ) 内は前年度**

#### **(1) 学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策の推進状況 (別紙項目1)**

すべての学校において、学校防災リーダーを中心に、防災教育・防災対策が推進されており、その主な取組は以下のとおりです。「防災に関する教職員の研修」を行った学校の割合は、昨年度より増加しましたが、他の項目と比べるとやや低い状況です。

- ・防災に関する計画の見直し 100.0% (100.0%)
- ・防災教育の指導計画の作成や見直し 91.2% (91.4%)
- ・防災に関する教職員の研修 77.5% (75.8%)
- ・児童生徒の防災学習の指導 95.9% (95.3%)
- ・施設設備や備品等の安全点検や対策 97.5% (97.0%)

#### **(2) 学校の防災に関する計画の保護者や地域への公開状況 (別紙項目2)**

学校防災計画の公開は家庭や地域と連携するうえでの基本となります、「学校の防災に関する計画」の内容を保護者や地域に知らせている学校は 95.8% (93.8%) で年々増加しています。

#### **(3) 防災学習の実施状況 (別紙項目6、7、8)**

##### **ア 防災ノートの活用**

すべての学校が、総合的な学習の時間や学級活動、避難訓練の事前・事後指導、家庭への防災啓発等の中で、「防災ノート」を活用し、防災学習に取り組んでいます。

活用にあたっては、3年間で終えられるよう計画的に活用している学校が52.1%、学年を決めて集中的に取り組んでいる学校が15.4%、指導者の裁量に任せている学校が28.9%となっています。

また、家庭における防災の取組を推進することを目的として作成、配付している「ワークシート」を、児童生徒が家庭に持ち帰った学校は、89.5%（88.9%）と増加しています。

#### イ 体験型防災学習の実施

防災タウンウォッチングや防災マップづくり、地震啓発車による地震体験、防災すごろくなどの体験型防災学習は、児童生徒が学んだ知識を実感し、体得するために大変有効で、取り組んだ学校は79.7%（75.7%）と増加しています。

#### ウ ポータルサイト「学校防災みえ」の活用

平成28年6月に県教育委員会ホームページに開設したポータルサイト「学校防災みえ」を活用した学校の割合は83.2%（81.7%）となっており、その中でも「防災教材・教職員用資料」が54.8%、「防災教育実践事例」が51.8%と、他のページよりも活用の割合が高くなっています。

### （4）防災に関する訓練（避難訓練等）の実施（別紙項目9）

1校あたりが実施した訓練の平均回数は4.11回（3.84回）となり、調査を開始してから初めて4回を超えた。訓練の内容は以下のとおりです。

- |            |               |
|------------|---------------|
| ・ 地震避難訓練   | 96.3% (94.3%) |
| ・ 火災避難訓練   | 91.0% (90.9%) |
| ・ 救命応急手当訓練 | 76.1% (72.7%) |
| ・ 引き渡し訓練   | 44.3% (43.6%) |
| ・ 消火訓練     | 41.1% (40.9%) |
| ・ 津波避難訓練   | 40.3% (40.1%) |
| ・ 風水害避難訓練  | 11.5% (10.1%) |
| ・ 図上訓練     | 9.1% (9.2%)   |
| ・ 避難所運営訓練  | 8.0% (8.2%)   |

### （5）「家庭」や「地域」と連携した防災の取組の実施（別紙項目10）

「家庭」や「地域」と連携した防災の取組を実施した学校の割合は92.4%（92.1%）となっています。主な連携先は以下のとおりです。

- |                |               |
|----------------|---------------|
| ・ 家庭           | 68.4% (69.6%) |
| ・ 自主防災組織または自治会 | 51.1% (48.0%) |
| ・ 消防           | 43.3% (42.3%) |
| ・ 市町の防災担当課     | 31.3% (28.7%) |
| ・ 地域の防災人材      | 21.2% (18.0%) |

#### (6) 指定避難所または一時避難場所の指定（別紙項目11）

指定避難所または一時避難場所に指定されている学校の割合は 92.7% (90.6%) で、このうち指定避難所または一時避難場所になった際の対応を決めている学校が 93.4% (91.1%) となっています。

また、避難所運営について、自主防災組織や市町の防災担当課等と協議または訓練を行った学校は 73.2% (65.4%) でした。

#### (7) 学校の施設設備や備品等の安全対策（別紙項目12）

「備品等の転倒落下防止対策」が「できている」または「一部できている」と回答した学校の割合は 99.5% (99.8%)、「窓ガラス等の飛散防止対策」が「できている」または「一部できている」と回答した学校の割合は 85.4% (82.9%) となっています。

#### (8) 児童生徒のための備蓄の状況（別紙項目13）

児童生徒が使えるよう、学校が備蓄している物品の状況は以下のとおりです。

・食料	89.5% (86.6%)
・水	84.9% (83.6%)
・毛布	88.0% (88.1%)
・発電機	87.1% (84.7%)
・簡易トイレ	85.4% (86.1%)
・投光器等の照明器具	83.9% (82.4%)

### 5 学校における防災の取組事例

調査の実施とともに、毎年度、市町教育委員会や県立学校を訪問し、取組状況や課題について意見交換しており、特徴的な取組は次のとおりです。

#### (1) 尾鷲市立尾鷲小学校

指定避難所である尾鷲小学校が避難所となった場合に、子どもたちが安心して避難生活を送る力を身につけられるよう、昨年度から、避難所の開設と運営を行う防災学習会をコミュニティスクールの学校運営協議会の行事として取り組んでいます。学習会では、警察や消防との連携のもと、実際に体育館で間仕切り等を使い、炊き出しなども行いながら避難所を運営します。

今年度は、その事前学習として、授業参観において保護者と一緒に避難所運営ゲーム（HUG）を行い、避難所に必要な物や誰もが生活しやすい避難所について考える学習も行いました。

#### (2) 志摩市立磯部中学校

志摩市の磯部地区では、保育所、幼稚園、小学校、中学校と高校が近接して立地していることから、磯部中学校が中心となり、今年度初めて、同地区の学校等が合同で避難訓練を実施しました。

この訓練は、授業中に大地震が発生したという想定で、津波被害の恐れがある保育所から中学校までの児童生徒や教職員が高台にある志摩高等学校のグラウンドに避難するという内容で行われました。中高生が園児や児童の手を引き、声かけを行いながら避難し、高校で避難者を受け入れました。訓練を通して、地震・津波発生時の避難の方法等について確認し、関係者の意識の共有を図りました。

### (3) 四日市農芸高等学校

四日市農芸高等学校では、東日本大震災以降、専門高校としての特性を生かした防災の取組による地域貢献を行っています。

生活文化科生活福祉コースの生徒は、日本赤十字社の救急法救急員の資格を取得していることから、これらの生徒が講師となり、生徒や地域住民を対象に、毎年、三角巾包帯法講習を行っています。

また、生産技術コースでは、学校の農場で収穫された玄米の一部を災害時用に備蓄しており、平成29年度からは、地域住民にも参加を呼びかけ、備蓄米を利用した炊き出し訓練を実施しています。

### (4) 南伊勢高等学校南勢校舎

南伊勢高等学校南勢校舎では、町の防災担当や三重大学、NPO等から講師やアドバイザーとして授業の支援を受け、年間10時間の防災特別授業を行うなど、生徒の防災学習に力を入れています。

防災特別授業の中で生徒が考案した携帯用の非常持ち出し用具「Myゼロパック」は、地元漁協や介護施設と連携を図り、広く町民等に向けて販売されています。

また、自分たちが学習した内容をもとに、高校生が近隣の小中学校での防災学習会の講師を行ったり、町が主催する防災フォーラムなどで取組内容の発表を行うことにより、地域の防災活動に貢献しています。

### (5) 聾学校

聾学校では、聴覚に障がいのある児童生徒が火災や地震の発生や避難に関する情報を認識できるよう、企業の協力を得ながら、全国初の試みとして、廊下など校内の複数箇所に電光掲示板を設置し、職員室のタブレット端末による簡単な操作で火災や地震の発生等を知らせる「緊急情報システム」を開発し、平成30年4月から試験運用を行っています。

また、児童生徒が3日分程度の非常食を持ち出し用リュックに入れ、ライフジャケットと一緒に教室内に常時置き、災害発生時には速やかに持ち出しできるよう備えています。

寄宿舎においては、14名の寄宿生がいることから、夜間に災害が発生した場合を想定した避難訓練にも取り組んでいます。

## 6 今後の対応

今回の調査で明らかになった課題については、防災対策部と連携して市町を訪問し教育委員会および防災担当課と意見交換を行うほか、県立学校からも聞き取りを行い、課題対応に向けた取組を支援していきます。今後の対応の主な項目は以下のとおりです。

### (1) 地域と連携した取組の推進

大規模災害発生時には、学校へ多くの被災者が避難し、避難所としての対応が必要となることから、日頃から地域の自主防災組織や市町との協議や訓練を行っておくことが重要です。

このため、地域の自主防災組織や自治会、地域の防災人材との連携が進むよう、ポータルサイト「学校防災みえ」で地域と連携した取組事例を紹介するとともに、学校が実施する防災学習の支援を行う際には、学校との打ち合わせ段階から地域との連携が図られるよう助言を行います。

また、県立学校が避難所となった際の対応等について市町と話し合う機会を設定するなど、県立学校と市町との連携の促進を図ります。

### (2) 防災ノートの効果的な活用の推進

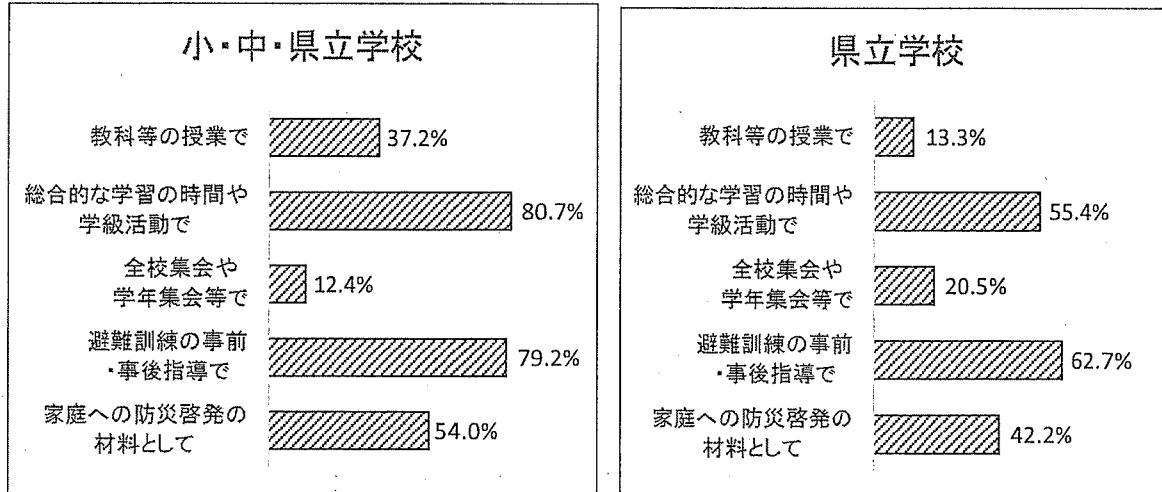
「防災ノート」についてはすべての学校で活用されている一方で、その活用について、指導者の裁量に任せている学校が 28.9% あります。

効果的な防災学習が各校で実施されるよう「指導者用防災ノート」や「防災ノート映像指導資料」のさらなる活用を図るとともに、学校防災リーダー等教職員研修会の機会を通して、「ワークシート」の家庭での活用方法や、計画的に「防災ノート」を活用して防災学習を行っている学校の指導計画を紹介するなど、活用しやすい環境を作っていくます。

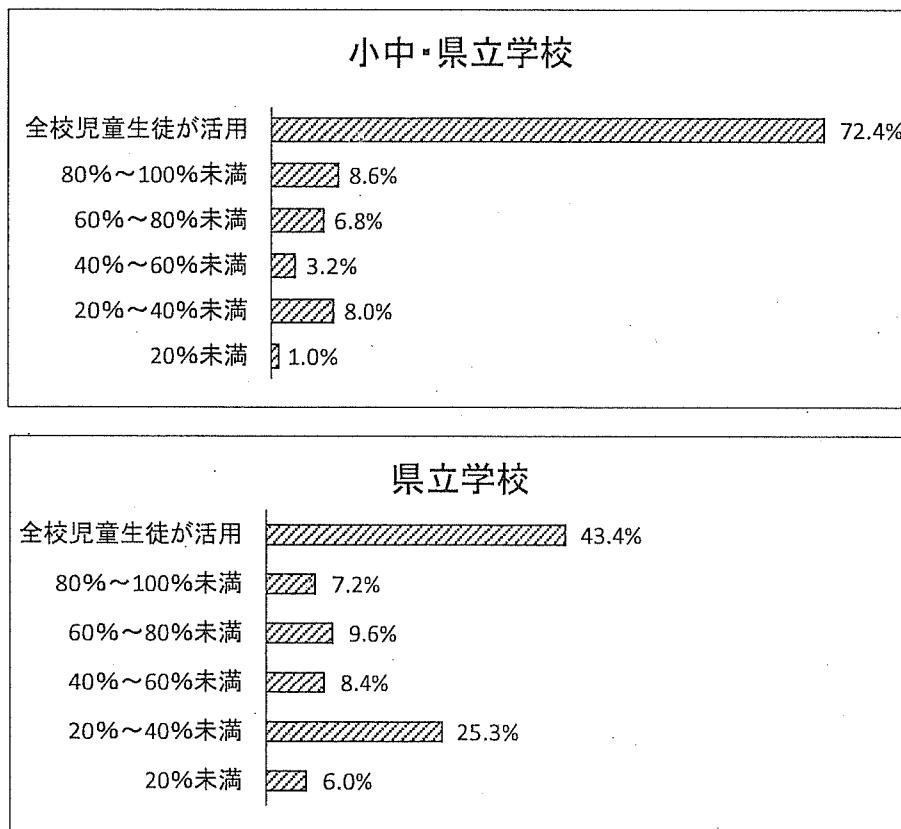




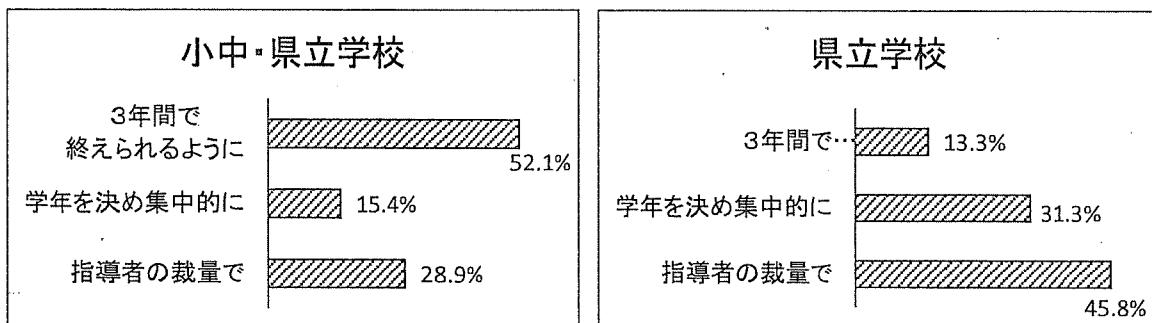
○ 活用場面



○ 全校児童生徒に対する活用した児童生徒の割合



○ 計画的活用の実施状況













オ メール配信システム

	小・中・県立学校	
	うち県立学校	
平成30年度	92.2%	89.2%
平成29年度	90.4%	85.5%
平成28年度	91.3%	82.9%
平成27年度	87.3%	79.3%
平成26年度	77.7%	68.3%

15 緊急地震速報システムが導入されている学校の割合

	小・中・県立学校	
	うち県立学校	
平成30年度	79.5%	100.0%
平成29年度	83.7%	100.0%
平成28年度	81.0%	100.0%
平成27年度	80.0%	100.0%
平成26年度	81.4%	100.0%

### 3 県立高等学校生徒募集定員の策定について

#### 1 募集定員策定の基本的な考え方

県立高等学校生徒募集定員は、教育の機会均等、多様な選択肢の確保等を考慮しながら、次の要素をふまえて総合的に判断し、策定しています。

- ①中学校卒業見込み人数
- ②高校進学率
- ③県内外への流入流出による県内高校への歩留まり率（流入出率）
- ④公私立高校の役割分担
- ⑤各高校の入学状況
- ⑥公私立高校の収容力
- ⑦県立高等学校活性化計画の推進

#### 2 募集定員策定のスケジュール

##### (1) 募集定員総数の策定

募集定員総数は、公私立高校の教育上の諸課題についての相互理解を図ることを目的として設置した「三重県公私立高等学校協議会」（以下「公私協」という。）での協議を経て策定し、6月中旬に公表しています。

###### ① 5月中旬

第1回公私協において、前年度の中学校卒業者の進路状況および県立高校と私立高校の入学状況等について検証します。

###### ② 5月下旬

ア 5月1日に在籍する中学校3年生の生徒数をもとに、翌春の県内中学校卒業見込み人数を算出します。

イ 県内中学校卒業見込み人数に全日制計画進学率を乗じて、全日制高校進学見込み人数を算出します。

###### ※全日制計画進学率

毎年12月に実施している「中学校卒業予定者進路希望状況調査」における全日制高校への進学希望者の割合の5年間の平均値

ウ 全日制高校進学見込み人数に流入出率を乗じて、県内全日制高校入学見込み人数を算出します。

###### ※流入出率

県内の公私立全日制高校への入学者数（県外からの入学者数を含む）を県内中学校から公私立全日制高校への進学者数（県外への進学者数を含む）で割った値の5年間の平均値

###### ③ 5月下旬から6月上旬

第2回公私協において、県内全日制高校入学見込み人数に対する県立高校と私立高校の募集定員総数について協議します。

###### ④ 6月上旬

第2回公私協での協議をふまえ、教育委員会定例会において、県立高校の募集定員総数を審議し決定します。

###### ⑤ 6月中旬

県立高校の募集定員総数を教育警察常任委員会に報告し、公表します。



<参考1> 提言「平成33年度までの募集定員の公私比率等について」のポイント

中学校卒業者数は、平成30年（2018年）3月からの3年間で大幅に減少することが予測されていることから、今後も中学生の進路を保障するという観点を重視し、県立高校と私立高校の双方により高校教育の多様な選択肢の維持・充実を図りながら、県民の理解が得られるよう、募集定員を策定することが求められる。

① 中学校卒業者数の予測をふまえた毎年度の募集定員の策定

- 県全体や各地域における中学生の進路状況を検証しながら、中学校卒業者数の増減予測をふまえて、毎年度公私協の場で協議を行い策定することが必要

② 高校の特色化と魅力化、募集定員の大幅減への対応

- 県内の全日制高校への進学率が低下する中で、中学生が高校を選択する際に重視する特色や魅力をふまえ、県立高校と私立高校は切磋琢磨しながら一層の特色化・魅力化を図るとともに、これまで以上に多様な生徒を受け入れるよう努め、今後も双方が生徒・保護者の幅広い学習ニーズに応える公教育の役割を果たしていくことが必要
- こうした役割を果たしていくためには、県立高校と私立高校の双方が、募集定員の大幅な減少を適切に分担することが必要

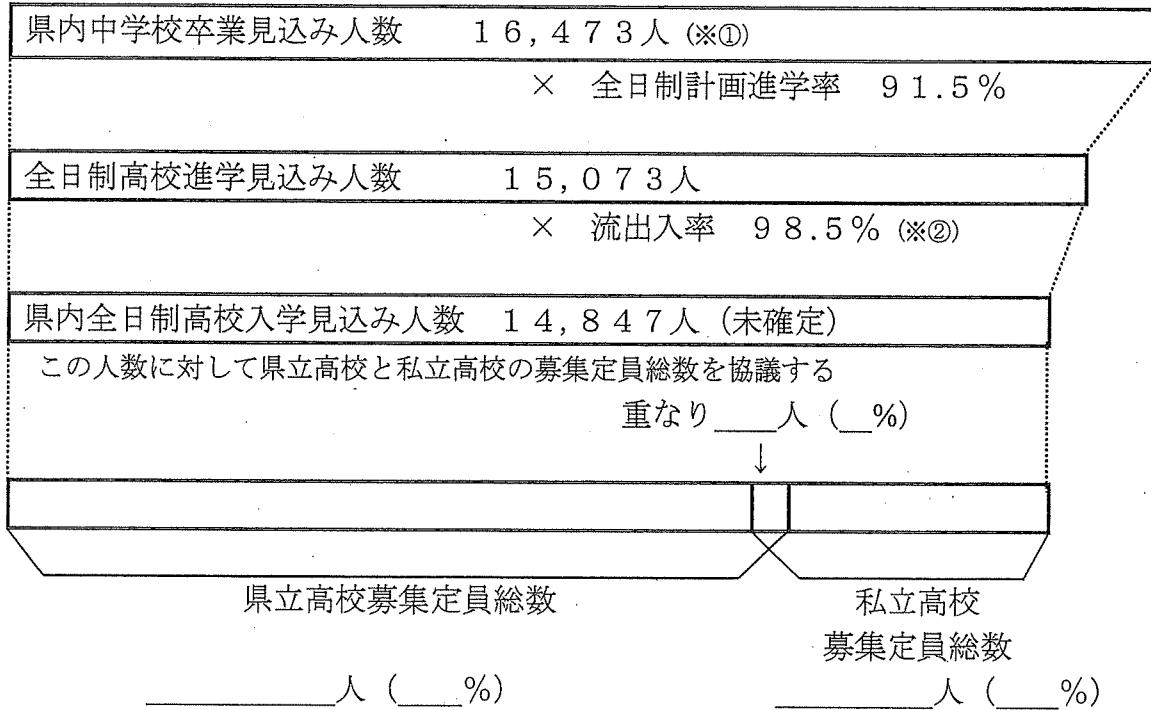
③ 各地域の公私比率等のあり方と方向性

- 県立高校と私立高校が、募集定員の大幅な減少に適切に対応していくためには、今後の公私比率を確定的に定めるものではないものの、その方向性を明らかにすることが必要
- 県立高校と私立高校の設置状況や中学校卒業者の増減び進学状況等が地域によって異なることから、今後も平成35年度の提言で示された地域ごとの中長期的な方向性をふまえて募集定員を策定することが適切

<各地域における公私比率の方向性>

- |  |                                  |
|--|----------------------------------|
| (桑名・四日市、鈴鹿・津地域)  | → 県立高校の比率がやや低く、私立高校の比率がやや高くなるように |
| (松阪、伊勢、伊賀地域)   | → 県立高校と私立高校の比率が大きく変わらないように       |
| (尾鷲・熊野地域)  | → 私立高校がないことから、県立高校だけで対応          |
| ○ 2021年度までの公私比率については、年度ごと地域ごとに中学校卒業者数の増減がこれまでと異なることから予測することは難しいものの、2021年度には県立高校が75~76%程度、私立高校が24~25%程度となることが見込まれる。(平成30年度の公私比率は、県立:私立 77.3:23.1) |                                  |

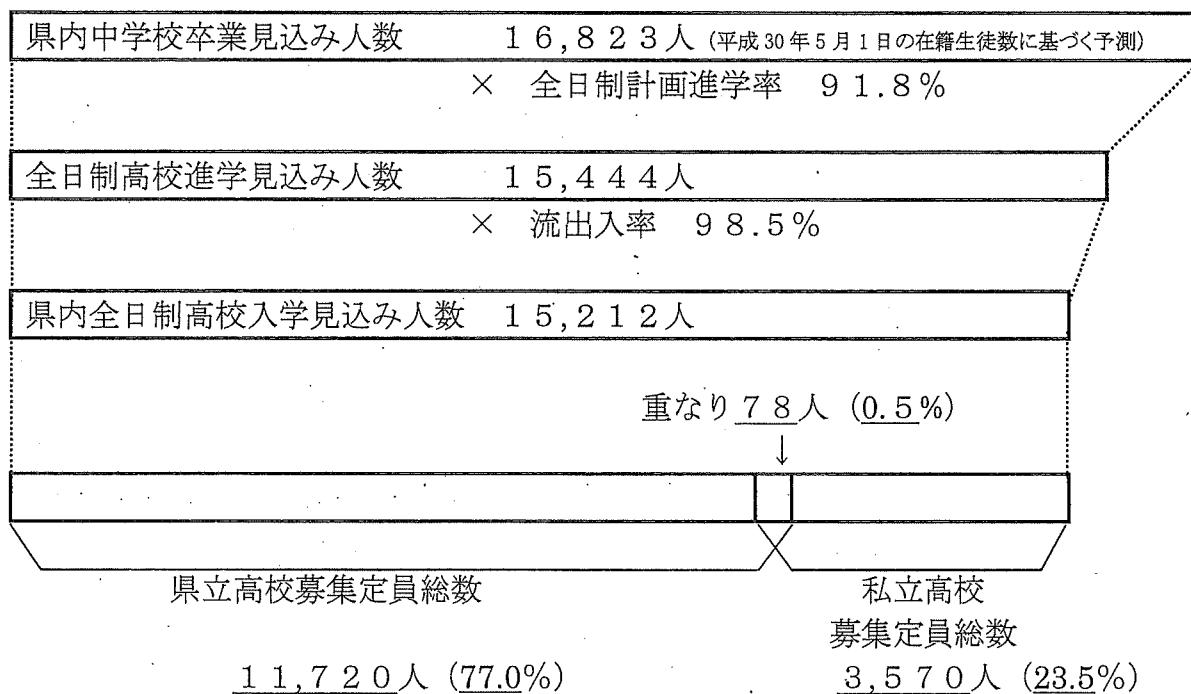
<参考2> 2020年度県立高校の募集定員総数の策定



※① 2019年5月1日の在籍生徒数に基づいて改めて算出しますが、ここでは平成30年(2018年)5月1日の在籍生徒数で算出した数値を使用しています。

※② 平成31年度の入学者選抜がすべて終了した後に確定するため、ここでは前年と同じ割合を使用しています。

## 1 平成31年度の募集定員総数の策定



## 2 県立高校と私立高校の募集定員総数、県内全日制高校入学見込み人数に対する比率

	平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	募集定員(人)	比率(%)	募集定員(人)	比率(%)	募集定員(人)	比率(%)
県立高校	12,320	77.5	12,240	77.3	11,720	77.0
私立高校	3,660	23.0	3,660	23.1	3,570	23.5

※ 県内私立高校には、青山（旧日生学園第二）高校、愛農学園農業高校を含んでいません。

## 3 県立高校の学科（普通科・専門学科・総合学科）別募集定員と割合

	平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	募集定員(人)	割合(%)	募集定員(人)	割合(%)	募集定員(人)	割合(%)
普通科	7,560	61.4	7,520	61.4	7,080	60.4
専門学科	3,840	31.2	3,800	31.0	3,720	31.7
総合学科	920	7.5	920	7.5	920	7.8

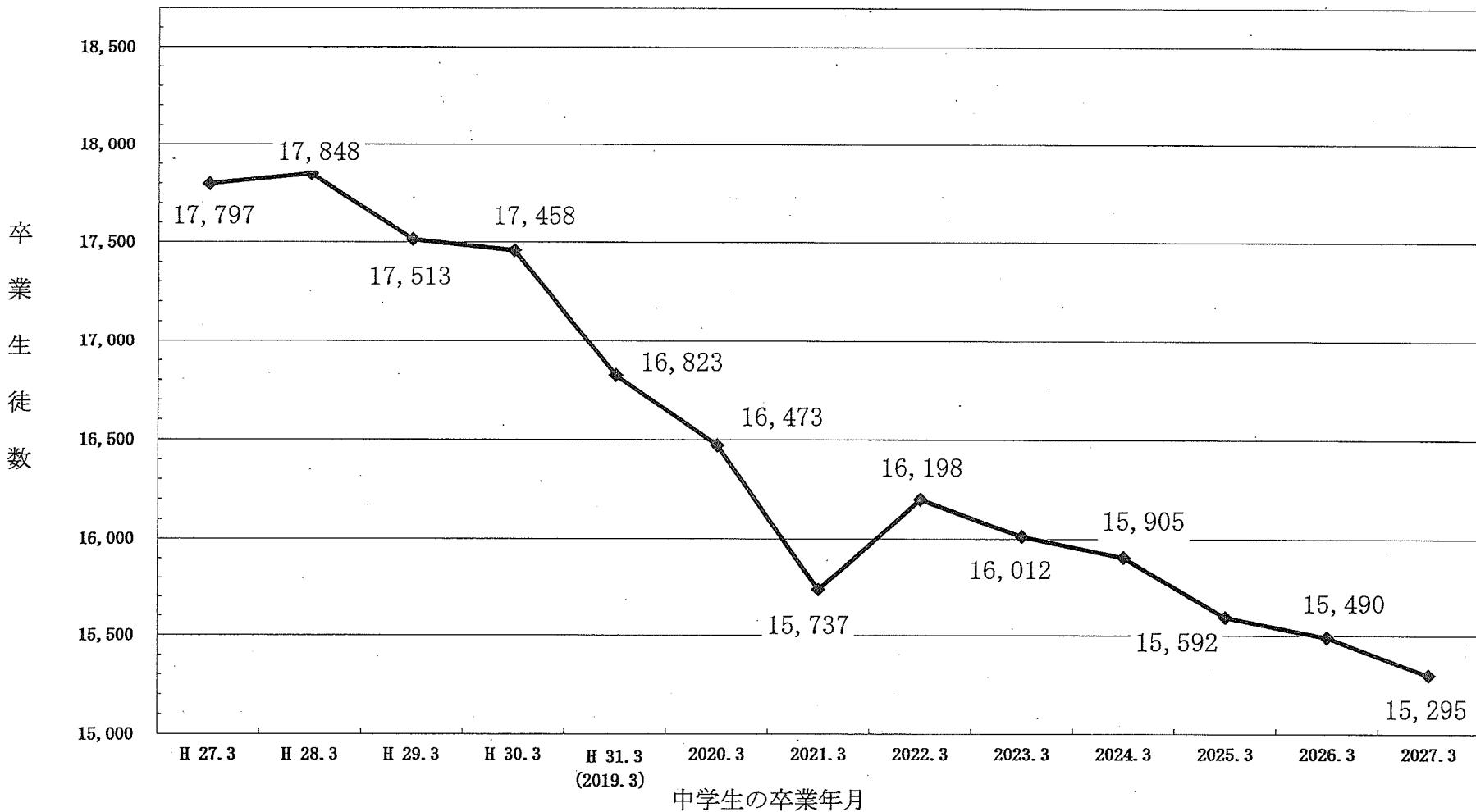
※ 割合(%)は、四捨五入値で表示しています。



## 三重県中学校卒業者数の推移と予測(含社会増減)

参考5

平成30年5月1日調査  
三重県教育委員会事務局教育政策課調べ



## 4 三重県教育委員会における障がい者雇用の推進方策（案）について

三重県教育委員会は、平成19年度以降の障がい者雇用率の算定にあたり、「障がいのある教職員の状況調査」を実施してきました。しかしながら、障がい者手帳そのものを直接確認しなかったことや、これまでの調査方法を正しいと思い込み、疑うことなく実施してきたことなどの危機管理意識の不足、障がい者雇用制度の重要性の認識や関係法令の理解が不十分であったことから、その算定に誤りがあり、法定雇用率を充足していたとしていた平成26年度以降も法定雇用率を下回る状況でした。このことは、障がい者の雇用の機会を奪うことになるものでした。

今後、所属長が職員から手帳の提示を受け確認することや、状況調査の様式に手帳を有する者が手帳の内容に基づき記入することを端的にわかりやすく明記するなど調査方法を見直し、再発防止を徹底します。

障がい者が働きやすい職場環境づくりに取り組むため、「三重県教育委員会障がい者雇用推進チーム」を設置し、障がい者に対する理解促進や、障がい者一人ひとりに応じた業務、勤務形態、相談体制等の職場定着の取組などについて協議してきました。

チーム会議での協議、関係法令、障がい者である職員の勤務の状況や意見、障がい者である職員が勤務する所属として行っている対応の状況、既に退職した非常勤職員の退職するに至った理由、団体の意見をふまえ、「三重県教育委員会における障がい者雇用の推進方策」をとりまとめました。今後この推進方策に沿って取組を進めてまいります。

### 1 基本的な考え方

#### （1）共生社会の実現

- ・ 障がい者雇用においては、障がい者が働くことを通じて社会参加し、やりがいを持っていきいきと暮らしていくということを基本に据え、関係法令をふまえ、障がい者雇用を的確に推進し、障がい者である職員にとって働きやすい職場環境づくりに取り組むことにより、障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい共生社会の実現につなげていきます。

#### （2）障がい者が働きやすい環境整備

- ・ 管理職をはじめ、職員が共生社会実現の意義、障がい者に対する理解を深めるとともに、障がい者一人ひとりが置かれている状況をふまえ、働き方や業務内容、サポート体制を工夫し、個性と能力を發揮して働き続けられるよう、環境整備を進めます。
- ・ 募集、採用については、関係法令をふまえ、均等な機会を確保するとともに、対話を通じて障がい者の意向を確認しながら採用後に能力を発揮するために必要な改善を行うなど、合理的配慮を行います。

## 2 障がい者雇用の推進方策

### (1) 障がい者に対する理解

教育委員会や学校において、共生社会実現の意義、障がい者に対する理解の重要性についての認識を深める取組を行います。

#### 【所属長を対象とした研修会の実施】

- ・ 全ての所属長に推進方策を配布し、県教育委員会の基本的な考え方や具体的な取組を共有します。
- ・ 新任管理職研修において、障がいの社会モデルの考え方や障がい者雇用に関する法令、障がい者雇用制度の内容を理解するため、障がい当事者および関係部局の協力を得て、研修を実施します。
- ・ 障がい者である職員が新たに配属された所属長を対象に、年度の早い段階で三重労働局や三重障害者職業センターなどの専門機関の協力を得て、障がい種別ごとの特性、基本的な配慮事項などについての研修会を実施します。

#### 【職場における理解促進】

- ・ 所属長は、障がい者である職員と定期的に話し合いを行い、障がいの状況や必要な配慮事項を把握します。また、本人の意向もふまえ、職員会議などで他の職員と障がいについての情報を共有します。特に精神障がいや内部障がいなどは、周囲に分かりにくいという特性に留意します。

#### 【児童生徒や保護者の理解促進】

- ・ 各学校の状況に応じ、児童生徒には授業や総合的な学習の時間、特別活動などを活用し、保護者には保護者会やP T A活動を活用し、障がい者に対する理解促進の取組を進めます。

#### 【各学校の取組の共有】

- ・ 各学校における障がい者である職員に関する情報共有の状況や配慮事項などを共有し、今後の取組に生かします。

#### 【教員志望の学生への取組】

- ・ 教員志望の学生を対象とした説明会に、障がい者である教員を講師に招き、業務内容や職場環境などを分かりやすく伝えます。

## (2) 障がい者である職員一人ひとりに応じた業務

障がい者である職員がやりがいをもって働くことができるよう、一人ひとりが置かれている状況をふまえた業務内容や業務の進め方、業務分担などを工夫します。

### 【職場での能力の発揮】

- ・ 障がい者である職員が担当する業務を特定の業務に固定したり限定したりせずに、一人ひとりの適性に応じて能力が発揮できるよう、各職場でコミュニケーションを図り、本人の意思を確認しながら、担当業務の見直し、ＩＣＴ機器の活用など業務の進め方の工夫、複数職員による協力・対応を行います。
- ・ 精神障がい者は服薬などの配慮が必要であることや、知的障がい者は見通しを持ちやすい仕事が適しているなどさまざまなケースがあることをふまえ、本人の状況に応じて業務を工夫します。
- ・ 配属当初には、必要に応じて専門機関のアドバイスも得て取り組みます。

### 【業務への参画意識】

- ・ 児童生徒の学習を支えるチームの一員として、授業準備のサポートや学習プリントの印刷を担うなど、仕事の目的を明確にしてやりがいを感じられるよう業務を構築します。

### 【各学校の取組の共有】

- ・ 障がい者が置かれている状況に応じて業務分担などを工夫した各学校の取組事例を共有し、今後の取組に生かします。

## (3) サポート体制の整備

障がい者である職員が職場に定着し、長く働き続けるため、相談や話がしやすい環境の整備や外部専門機関のアドバイスを受ける取組など、サポート体制を整備します。

### 【共に働きやすい職場づくり】

- ・ 各所属長は、日常的な意見交換や日々の業務報告、座席配置の工夫など、相談や話しやすい環境を整備し、障がいの有無にかかわらず共に働きやすい職場づくりに取り組みます。

### 【職場での相談体制】

- ・ 障がい者である職員が担当する業務の実施や他の職員との連携をスムーズにするため、職員をサポーターとして位置付け、困ったときに迷わず相談できる体制を整備します。
- ・ サポーターは、非常勤職員の適切な業務量の確保、優先順位の指示、業務変更時のフォローなども担当します。

### 【非常勤職員への採用当初での説明とアドバイス】

- ・ 障がい者を非常勤職員として採用した場合には、採用当初に、各所属長から業務内容や服務規程、今後の任用などについて説明するとともに、三重労働局や三重障害者職業センターなどの協力を得て、業務内容や不安な事項について専門家からアドバイスを受けます。

### 【相談窓口の設置】

- ・ 県教育委員会に障がい者雇用に関する相談窓口を新たに設置します。

### 【意見交換会の実施】

- ・ 障がい者である職員の意見交換会、サポーターや所属長の意見交換会に加え、状況に応じ、障がい者である職員、サポーター、所属長の意見交換会を実施し、各学校での取組や課題を共有し、今後の取組に生かします。

### 【施設等の整備】

- ・ 障がいの状況など、障がい者の置かれている状況をふまえ、エレベーター、スロープ、多目的トイレの設置など施設や設備面での必要な整備を検討します。

## (4) 障がい者である職員一人ひとりに応じた働き方

障がい者である職員がその能力を発揮し、継続して働くことができるよう、勤務時間や勤務形態を工夫します。

### 【円滑な業務を行うための体調の維持】

- ・ 業務を円滑に進めるための体調が維持できるよう、通院のための業務割振りを工夫するとともに、服薬の時間確保や体調不良時における休息、休暇の取得が行いやすい職場づくりに努めます。

### 【柔軟な勤務形態の検討】

- ・ 1日の勤務時間の短縮や、1週間の勤務日数の削減、始業時刻の繰上げ・繰下げなど、障がい者が置かれている状況に応じた勤務制度について、検討を進めます。
- ・ I C Tなどを活用した在宅での業務など、障がい者が置かれている状況に応じた多様な働き方について、検討を進めます。

### 3 教員の雇用拡充

教員をめざす障がい者が多数、本県の教員採用試験に応募するよう、広報活動や受験資格の見直し、新たな形態での任用の検討など、教員の雇用拡充に向けた取組を行います。

#### 【広報活動】

- ・ 障がい者である教員が学校で働いている姿をホームページやパンフレットで紹介します。
- ・ 採用担当者が大学を訪問する際、障がい者である教員が働く様子や職場環境などをわかりやすく伝えます。
- ・ 高校生に、障がい者である教員が働く様子や職場環境などをわかりやすく伝え、教員を志願するきっかけづくりをします。

#### 【受験資格の見直し】

- ・ 平成31年度実施の教員採用選考から「介助者なしに職務を遂行できる」という項目を削除します。介助者の必要な採用者には、県教育委員会が介助者を確保するとともに、具体的な介助の方法や職務遂行上の配慮について聴き取りながら対応します。
- ・ 一定の講師経験を有する障がい者が、障がい者を対象とした特別選考を受験する場合、教職経験者を対象とした特別選考と同様に一部試験の免除ができるよう検討します。

#### 【特別選考の採用予定数の明示】

- ・ 平成31年度実施の教員採用選考試験から、障がい者を対象とした特別選考の採用予定数を明示します。

#### 【新たな形態での任用】

- ・ フルタイムでの勤務が困難な場合は、非常勤講師等の短時間の勤務形態での任用が行えるよう取り組みます。
- ・ 知識や経験を生かし、学校で働く意欲のある障がい者について、教育職員免許状を有していない場合は、臨時免許状を発行するなど、一定期間教員として任用することを検討します。
- ・ 臨時免許状を発行して任用した教員について、任用期間に応じて免許状取得に必要な単位数を減じることができる制度を活用した免許状取得を促進し、正規採用への受験につなげます。

#### 4 推進方策の実施状況の確認

推進方策が各所属で適切に行われるよう、以下の取組により実施状況を確認します。

##### 【各所属からの報告】

- ・ 県教育委員会は、障がい者である職員が新たに配属された所属から、4月に勤務の状況を確認します。特に必要な場合は、所属長やサポーターと連携して、必要な方策を協議し対応します。
- ・ 配属から6か月経過した時点で、所属長からその後の職員の状況や推進方策にかかる取組状況について文書で報告を受けます。

##### 【取組の検証】

- ・ 県教育委員会は、各所属からの報告や、意見交換会での意見に基づき、障がい当事者、関係部局および三重労働局などの専門機関の協力を得て、検証を行い、次年度以降の取組に生かします。

## 5 不祥事根絶の取組について

平成30年度、教職員によるわいせつ行為などの重大な不祥事が相次ぎ、児童・生徒や保護者をはじめとする県民の学校教育に対する信頼が大きく揺らいでいる状況にあります。そのため、県教育委員会は、教職員による不祥事を根絶するための対応策を取りまとめ、学校教育に対する信頼確保および不祥事の根絶に全力で取り組んでまいります。

### 1 不祥事の分析および対応策

学校での児童生徒へのわいせつ行為、飲酒運転、交通事故について、発生に至るまでの経過をたどり、問題の根本はどこにあるのか、それぞれの場面でどのような対応をとるべきであったかを詳細に分析しました。これらをとりまとめて学校に周知し、再発防止を徹底します。

#### (1) 児童生徒へのわいせつ行為

##### 【事例】

- 生徒はSNSを用いて個人指導を依頼した。教職員は学校の小部屋や教職員の自宅で個人指導を行った際、身体的接触を行った。

##### 【分析】

- ・ スマートフォンや携帯電話の普及により、児童生徒からの悩みや相談にSNSやメールが用いられるようになり、教職員と児童生徒が1対1の関係で、教職員が児童生徒から連絡を受け、教職員からも安易に連絡できる環境にある。
- ・ 児童生徒から相談を受けた教職員が、自分だけが信頼されていると錯覚し、一人だけで対応している。

##### 【対応策】

- ・ 児童生徒から相談を受けた教職員は、管理職への報告や他の教職員に情報共有を行う。また、対応策については複数の教職員で協議・検討し、管理職に対応結果の報告を行う。
- ・ 学校においては、複数の教職員が児童生徒の指導に関わり、児童生徒の相談に応じることができる環境をつくる。
- ・ 児童生徒に対し、1対1の指導が必要な場合は、部屋のドアを開けたままにしておくなど、密室の状態になることを避ける。
- ・ 児童生徒を教職員の自家用車には同乗させないこととし、やむを得ない場合には必要な手続きを行う。
- ・ SNSやメールで児童生徒と公務上必要な連絡以外は行わない。また、公務で必要がなくなった個人情報は速やかに削除する。

#### (2) 飲酒運転

##### 【事例】

- 学校に駐車し、タクシーで懇親会場へ向かった。中座して自宅に帰りたいという思いと、場の雰囲気を壊してはいけないという思いが葛藤したまま飲酒を続けた。飲酒後、学校まで送ってもらい、車内で10分程度眠り、目が覚めた際、帰宅しなければという衝動に駆られ、飲酒運転であることを自覚したまま車を運転し、物損事故を起こした。

- 午後8時30分頃から午後11時30分頃まで、自宅で焼酎約150mlを飲酒した。翌朝午前5時頃に起床し、アルコールが残っているという認識のないまま、朝食を買いに行くため車を運転し、酒気帯び運転にて検挙された。

#### 【分析】

- ・ 車を飲酒後に運転ができる場所に駐車し、飲酒により正常な判断ができない状態で車に乗り込んでいる。
- ・ 翌朝起きたときに飲酒しなければならないような雰囲気がある。
- ・ 帰宅するかどうか迷いながら飲酒を行っている。
- ・ アルコールの分解に対する認識に甘さがある。

#### 【対応策】

##### 〔飲酒前〕

- ・ 「車で出勤しない」等、飲酒後に運転ができない状況を予めつくっておく。
- ・ 「送迎を依頼する」「宿泊施設を予約する」等、飲酒後の帰宅までの行動を決めておく。
- ・ 参加者は、事前に帰宅方法や宿泊予定等をお互いで確認する。
- ・ 飲まなくても参加しやすい雰囲気をつくり、体調やスケジュールに応じた参加ができるようにする。
- ・ 飲酒中は正常な判断ができないことがあることを忘れない。
- ・ 飲酒の状態によっては、アルコールが翌朝まで残る場合があることを認識し、飲酒量や時間帯を考える。

##### 〔飲酒後〕

- ・ 飲酒後の車内での仮眠等、判断力が低下した状態で、飲酒運転につながるおそれがあるような状況をつくらない。

### (3) 交通事故

#### 【分析】

##### 〔運転前〕

- ・ 子どもを送迎する予定があり、帰宅を急ぐ気持ちがあった。
- ・ 渋滞を避けるため、カーナビゲーションに従い、街灯のない不慣れな道路を走行することとした。

##### 〔運転中〕

- ・ 左右の見通しがよく、朝の通勤時間帯以外は、車はほぼ通行しない道路であったため、進行してくる車両はないものと思い込み、油断していた。
- ・ 仕事を考えていたため、運転に集中していなかった。
- ・ 周囲が暗く、対向車線に右折を待つ車がいたため、前方からの直進車が来ないかを確認することに気をとられ、横断歩道への安全確認がおろそかになっていた。

##### 〔事故後〕

- ・ 救急車を呼ぶことや、警察への報告を行わず、当初の目的地に向かった。
- ・ 警察からの連絡を受けて初めて管理職に連絡を行った。

#### 【対応策】

- ・ 分析の内容をふまえ、交通事故はいつでも誰にでも起ることを念頭に置き、自分の運転一つひとつを見直し、安全運転を行い、事故防止を徹底する。
- ・ 万が一交通事故を起こした場合は、軽微なものであっても被害者の救護、警察への報告、管理職への報告を必ず行うことを徹底する。

## 2 県立学校長による学校における行動計画の策定

学校の特性や課題をふまえ、学校毎に不祥事根絶に係る行動計画を策定しました。各校からの行動計画の例は次のとおりです。

- ・ 生徒とは、個人的なSNSや電子メールのやり取りを行わない。
- ・ 年度当初の面談において、全ての職員に対し、必ず「コンプライアンスについて」という項目で対話する時間を確保する。
- ・ コンプライアンスについての意識啓発を図るメッセージを校長が定期的に職員へ発信する。
- ・ 校長室の入口はできる限り開放し、教職員がいつでも気軽に話ができる環境をつくる。

## 3 県立学校長の出張旅費の不正受給に係る再発防止策

県立学校長の出張については、校長自身が命令・決裁するようになっていることから、校長の旅行命令については、事務長を承認者に追加し、決裁までに確認します。

出張後には、校長は事務長に報告を行い、事務長は、旅行命令どおり出張が行われたことを確認するとともに、事務室で校長の出張旅費支給の手続きを行う前に、校長の旅行命令が変更されていないか確認します。

## 4 初任者研修および年次別研修

4月の第1回初任者研修において、コンプライアンスについての研修を実施するとともに、教員になるにあたっての決意や心構えを記載したレポートを作成し、6月の第2回研修時に提出させることとします。

また、教職6年次、11年次研修においても、コンプライアンスについての研修を実施し、教員としてあるべき姿を改めて考え直させる機会を設けます。

## 5 管理職選考試験

平成31年度実施の管理職選考試験から、コンプライアンスや不祥事根絶のためにこれまでに実践した取組および管理職として任用された後に実践したい取組について事前論文を提出させ、新任管理職研修で振り返る機会を設けます。

## 6 校長による教職員面談・相談

健康診断やストレスチェック等を活用し、高ストレス者やその他問題を抱える者を校長が把握し、面談で活用するとともにこまめな声かけを行い、必要に応じて専門機関等と連携し職員を支援します。

## 6 会計年度任用職員制度の創設について

### 1 地方公務員法等の改正

臨時的任用職員・非常勤職員の任用・勤務条件については、自治体によって取扱いがさまざまであったことから、適正な任用・勤務条件を確保することを目的として、「地方公務員法」および「地方自治法」が下記のとおり改正され、2020年4月から施行されます。

#### (1) 会計年度任用職員制度の創設（新地方公務員法第22条の2）

一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定が新たに設けられ、採用方法や任期等が明確化されました。会計年度任用職員は、パートタイム（常勤職員より勤務時間が短いもの）とフルタイム（常勤職員と勤務時間が同一であるもの）の2種類とされ、いずれも期末手当の支給が可能となりました。

また、任用は選考等で行い、任期は会計年度の末日までの範囲内とされています。

#### (2) 特別職の任用の厳格化（新地方公務員法第3条第3項第3号）

特別職の非常勤職員は、「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査、診断等を行うものに限る」とこととされました。

#### (3) 臨時的任用の厳格化（新地方公務員法第22条の3）

臨時的任用は、「常勤職員に欠員を生じた場合」に限定されました。

### 2 法改正への対応

#### (1) 非常勤職員の見直し

非常勤職員は一般職と特別職の区分があり、三重県教育委員会では、一般職として業務補助職員を、特別職として非常勤講師、学校医および嘱託職員（スクールカウンセラー等）を任用しています。

法改正に伴う総務省通知において、特別職に該当する職が明示されており、県教育委員会が任用している職では、学校医、学校薬剤師、学校評議員などが今後も特別職となります。それ以外の業務補助職員、非常勤講師および嘱託職員については、新たに創設された一般職の「会計年度任用職員」へ位置づけられることとなります。

なお、勤務条件や報酬等については、総務省の通知に基づき、今後、具体的に検討を行っていきます。

## (2) 臨時の任用職員の見直し

現在、三重県教育委員会で任用している臨時の任用職員には、期限付講師、産育休・病休代替の講師等があり、勤務形態はフルタイムが基本です。

期限付講師や産育休・病休代替の講師など、大部分は臨時の任用職員として、今後も位置づけられることになりますが、勤務軽減制度を利用する職員の補助など、これまで臨時の任用としてきた職の一部は、会計年度任用職員へ位置づけることを検討しています。

なお、給与については、総務省の通知に基づき、職務の内容と責任に応じて常勤職員との権衡を考慮し、必要な見直しを行います。

## 3 今後の予定

2020年4月の新法の施行に向けて、2019年内に関係条例案の県議会定例月会議への提出を行う予定です。

その後、各市町教育委員会および各学校へ制度の周知を行うなど、円滑に運用が始められるように取り組んでいきます。

## 7 いじめの防止等に係る取組について

### 1 「三重県いじめ防止条例」をふまえた取組

#### (1) 啓発と社会総がかりの取組

##### ①いじめ防止フォーラム

日 時：11月1日（13時30分から16時30分まで）

参加者：約1,100人（教職員500人、行政関係者260人、保護者110人、県民230人）

##### 内 容

- ・いじめ防止応援サポーターの紹介
- ・講演（鳴門教育大学 特任教授 森田洋司先生）
- ・高校生によるいじめ防止行動宣言
- ・パネルディスカッション

（事業者、スポーツ関係者、保護者、教育関係者、高校生）

パネルディスカッションでは、それぞれの立場でいじめから子どもたちを守るために大人の役割について意見交換をしました。高校生からは、いじめられているのを言うことはハードルが高いことであり、先生や周りの大入等が変化に気付き行動を起こして欲しいという意見が出されました。大人が自らの言動が子どもたちに影響を及ぼすことを認識して、子どもたちとしっかりコミュニケーションを取り、注意深く観察するなどして、解決に向けて早期に対応することが大切であることが確認されました。

##### ②11月いじめ防止強化月間の取組

###### ア ピンクシャツ運動

ピンクのシャツや小物を身に付けることで、いじめ反対の意志表示をする運動を推進しました。期間中は学校やいじめ防止応援サポーター等の事業者・団体を中心として、取組が行われました。

###### イ ポスターによる啓発

掲示場所：県内の学校、大学、高等専門学校、いじめ防止応援サポーター事業所、近鉄主要駅構内等

###### ウ 映画上映の幕間に活用した啓発

対象映画館：イオンシネマ（東員、桑名、鈴鹿、津、津南）

実施期間：11月2日～30日

##### ③三重県いじめ防止応援サポーターの主な取組

<登録数：89事業者・団体・個人（2月1日現在）>

各事業所、団体の特色に応じて以下のように取り組んでいます。

- ・A学習塾では、いじめ防止7か条を作成し、すべての教室に掲示し、子どもや保護者へ啓発をし、職員が子どもの様子をよく観察する。
- ・B体操クラブでは、毎月の社内会議において、各教室の子どもたちのいじめに係る事案については、必ず報告し、その後の対策を講じている。

## (2) いじめの防止のための児童生徒の主体的な取組

### ①中学生意見交流会

紀北町：8月27日（参加：35人） 桑名市：8月29日（参加：19人）  
伊賀市：9月27日（参加：20人） 南伊勢町：12月6日（参加：50人）  
(参加者) 各地域内の学校の代表生徒等

(内容) 高校生による演劇視聴後、グループ討議し、いじめの防止のための行動宣言等を作成

### ②高校生意見交流会（8月21日）

(参加者) 県内の高等学校の代表生徒（36校73人）

(内容) 各学校でいじめの問題についてテーマに基づき話し合い、弁護士が各グループに対して助言を行いながら、各グループで行動宣言等を作成  
『作成された行動宣言の一つ（啓発ポスターに掲載）』

**あいさつ つながり りかい いい社会**

### ③11月いじめ防止強化月間の学校の主な取組

#### 《上野高校》

上野市駅前で「ストップ！いじめ 上野高校」と書いたカードを掲げあいさつ運動を実施した。また、生徒会役員と学校がいじめ防止に向けての標語を募集し、優秀作品をポスターやピンクTシャツ作成時の広報用標語として利用した。

#### 《特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校》

文化祭来場者に対して、児童生徒会長が作成した「ピンクシャツデー」の説明と「いじめを無くしたい」とする自分たちの願いを記したメッセージを、ピンクの紙にプリントして配布した。

#### 《桑名市小学校》

児童集会で総務委員会が『○っ子 にこにこ5カ条』を発表し、いじめのない学校、一人ひとりが居心地のよい学校、クラスをめざしていくことを呼びかけた。

#### 《松阪市中学校》

廃品収集で地域の方との関係を深め、地域で気になることがあれば連絡をいただくようにした。また、家庭・地域向け啓発資料を保護者には全員、地域には約700の自治会に回覧を依頼し、いじめ撲滅に向けた協力を依頼した。

#### 《伊賀市中学校》

文化祭で、「いじめ防止にかかる中学生意見交流会」参加生徒がその内容について発表し、生徒、保護者、地域の方々に対して、いじめについて考える機会とした。

### (3) 児童生徒がいじめの防止等の重要性の理解を深めるための教育

#### ○スクールロイヤーを活用した調査研究事業

- ・弁護士を講師として、教職員を対象に「いじめ事例別ワークシート」(平成30年4月配付)を活用した研修会を開催。
- ・弁護士と教員が連携し「いじめ事例別ワークシート」を活用した授業（小中高含む20校程度）を実施するとともに、より効果的な授業とするため、有識者や弁護士による運営協議会で授業を検証し、指導案を作成。
- ・弁護士を学校に派遣し、いじめの問題等の生徒指導上の課題解決や学校いじめ防止基本方針の見直し、いじめの防止の取組等の支援。

### (4) 「子どもLINE相談みえ」(SNS相談窓口)

<相談件数および主な相談内容>

(2月28日現在)

種別	件数
相談件数	923
相談内容 内訳	友人関係・学校生活
	学業進路
	家庭
	その他
うち「いじめ」	243
混雑時自動返信数	163
相談に至ったケース	56
相談に至らなかったケース	107
時間外アクセス件数	985
登録数	769

### (5) 三重県いじめ防止基本方針の改定

#### ①改定の目的

現行の「三重県いじめ防止基本方針」(以下「県基本方針」という。)については、改定前のいじめの防止等のための基本的な方針(以下「国基本方針」という。)を参考して策定されています。本県では、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、県等の責務および県民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めた「三重県いじめ防止条例」(以下「条例」という。)を平成30年4月から施行しました。

また、国においては、平成29年3月に国基本方針が改定されるとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)が策定されました。

のことから、条例の基本理念にのっとり、いじめの防止等の対策の基本的な考え方、県、学校の責務等、いじめの防止等のための基本的な施策等に基づいた内容にするとともに、改定された国基本方針の内容やガイドラインに示されている重大事態の調査に関する手順等を反映するため、改定するものです。

## ②三重県いじめ防止基本方針（最終改定 平成31年3月7日）（別冊参照）

県基本方針については、12月の教育警察常任委員会でいただいた意見および千葉県野田市で発生した女児虐待事案を受けて、国が2月28日付で要保護児童等の情報の取扱いなどの新たなルールを通知したことをふまえ改定しました。

## （6）次年度の取組

三重県いじめ防止条例の基本理念をふまえ、社会総がかりでいじめの問題の克服に取り組み、児童生徒が安全・安心に生活できる環境づくりを推進します。

### ①専門家との連携による支援

- ・「子どもLINE相談みえ」に寄せられた相談のうち、早期に対応が必要な内容に対して、臨床心理士がいじめに悩んでいる子どもたちに対して、継続した支援を行うとともに、社会福祉士・精神保健福祉士が、いじめの被害・加害児童生徒を取り巻く環境や背景を把握し、関係機関と連携した支援を行います。
- ・弁護士によるいじめの予防授業を通して、児童生徒がいじめの問題に対して主体的に行動できる力を育むとともに、学校だけでは解決が困難な事案に対しての支援を行います。

### ②いじめ防止強化月間（4月、11月）の取組の推進

4月と11月の強化月間では、以下の取組を進めるとともに、メディアの活用や会議や研修会など、さまざまな機会を利用して、いじめの防止等に関する県民の理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、広報啓発に努めます。

#### ア ピンクシャツ運動の推進

いじめ反対運動「ピンクシャツ運動」を以下のとおり推進します。

- ◇ 対象 個人、グループ、事業所、団体、学校 等
- ◇ 期間 4月と11月の各1か月間
- ◇ 内容 職場や学校等、普段、活動する場所で、『ピンクシャツデー』や『ピンクシャツウィーク』等を設定し、ピンク色のシャツを着たり、ピンク色の小物を身に着けたりすることで、「いじめ反対」の意志を目立てる形で示します。

#### イ いじめ防止サミットの開催（11月）

学校の取組やいじめ防止応援サポーターが取り組んでいる主体的な活動を発表し合う「いじめ防止サミット」を開催し、児童生徒とさまざまな主体の大人が交流することを通して、児童生徒や教職員、いじめ防止応援サ

ポーターをはじめとしたさまざまな大人が、いじめの防止に向けた意識をさらに高め、社会全体で主体的な取組が広がるようにする。

### ③相談体制の充実

「子どもLINE相談みえ」は、中学生や高校生にとって相談したい時に気軽に安心して相談できる窓口となっていると考えられることから、継続して実施します。

#### ○「子どもLINE相談みえ」の概要

- ・開設期間：平成31年4月1日～2020年3月31日
- ・相談受付時間：平日の午後5時から午後9時まで
- ・対象者：県内すべての中学生、高校生
- ・使用するアプリ：無料通信アプリ「LINE」
- ・相談方法：「子どもLINE相談みえ」のQRコードを読み取って、トーク画面で相談します。
- ・相談対応：臨床心理士等
- ・相談内容：いじめをはじめとするさまざまな悩みの相談・通報
- ・周知方法：平成30年度中学1～3年生、高校1～2年生には3月中に周知のためのチラシを配付します。平成31年度中学1年生には入学式以降にチラシを配付します。

## 2 いじめの重大事態に係る三重県いじめ対策審議会による調査

### (1) 経緯

8月19日に県立高校の生徒が亡くなるという事案があり、8月末に当該校の教職員が弔間に訪れた際、当該生徒のスマートフォン内のLINEの書き込みを見た遺族から、学校で何があったのか知りたいとの話がありました。このことを受け、当該校は関係生徒に聞き取りを行って遺族に報告するなど調査を行っていましたが、11月9日に遺族が県教育委員会事務局および当該校を訪れ、LINEのやりとりや友人の話から、子どもたちの間でいじめを疑うようなことがあったのではないか、第三者委員会を設置して調査して欲しいと話がありました。

これを受け、県教育委員会では、文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」に記載の「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは（中略）重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。」をふまえ、いじめの重大事態として調査を行うこととしました。

本県では、自殺の背景にいじめの疑いがある重大事態の場合には、弁護士や精神科医、心理・福祉の専門家等5人の外部委員で構成する三重県いじめ対策審議会で調査を行うこととしており、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」をふまえ、遺族に説明し、了解を得て、三重県いじめ対策審議会で調査を行うこととしました。

## (2) 三重県いじめ対策審議会における調査の状況

### ①第2回審議会（12月21日）

県教育委員会事務局から事案の概要を説明し、各委員が調査の基本的な進め方や審議の日程について協議しました。調査の基本的な進め方については、1月以降のできるだけ早い時期に審議会委員2名程度で遺族や学校の教員と面談し聞き取りを行うことや、弁護士会に推薦を依頼し調査員として弁護士を1名追加すること、2月下旬から3月中旬に次回の審議会を開催して以後の調査の進め方を確認することとされました。

### ②遺族および学校関係者への聞き取り

第2回の審議会で確認された調査方針について、遺族に説明して了解を得た後、調査方針に基づいて1月下旬に審議会委員が遺族や学校の教員と面談し、聞き取りを行いました。

### ③第3回審議会（3月14日予定）

遺族や学校の教員から聞き取った内容を情報共有したうえで、アンケート調査や関係生徒への聞き取りなど、以後の調査の進め方について協議する予定です。

## 8 三重県部活動ガイドラインに係る取組と進捗状況について

平成30年4月から運用を始めている三重県部活動ガイドライン（以下、「県ガイドライン」という。）については、市町教育委員会において、部活動運営方針の策定および見直しが進められています。

また、学校では、学校部活動運営方針や年間・月間等の活動計画が作成され、これらに基づいた部活動が実施されるとともに、学校通信やリーフレットを配付するなど、保護者に対して部活動運営方針に基づく活動について周知しているところです。

県教育委員会では、こうした取組状況等を調査するとともに、三重県部活動ガイドライン取組検証委員会（以下、「検証委員会」という。）を開催し、課題や今後の取組について、関係者の皆さまからさまざまな意見をいただきました。

### 1 取組状況

#### （1）県教育委員会の取組

県ガイドラインの周知や運用を進めるため、次の①～③の事項について取組を進めています。

##### ① 県ガイドラインの周知に向けた取組

県教育委員会では、県ガイドラインをホームページで公開するとともに、平成30年8月には、学校を通じて各家庭へリーフレットを配布し周知を図りました。

- 校長会（4月・7月（県ガイドラインリーフレットについて））で説明
- 部活動指導者研修会（教員対象2回・外部指導者対象2回）で説明
- 中学校・高等学校元気アップ研修会（保健体育教員対象・県内3地域）で説明
- 県体育協会、各競技団体等への説明（平成31年3月実施予定）

##### ② 県ガイドラインの適切な運用に向けた取組

県教育委員会では、中学校・高等学校の運動部に対し、生徒の体力の向上および教員の指導力向上と負担軽減のため、運動部活動サポーターおよび運動活動指導員を配置しています。

- 運動部活動サポーター派遣事業の実施  
(平成30年度 中学校5人／高等学校45人)

- 運動部活動指導員配置促進事業の実施  
(平成30年度 中学校13人／高等学校5人)

- 関係競技団体主催大会の在り方についての協議

##### ③ ガイドラインに基づいた部活動運営のフォローアップ

- 中学校・県立学校に対する実態調査（8月・12月）
- 市町教育委員会に対する実態調査（9月）
- 関係団体等と成果と課題の共有、浸透に向けた協議のため検証委員会の開催  
(平成31年1月開催・3月開催予定)

## (2) 市町教育委員会の取組

市町教育委員会では、部活動運営方針の策定・見直しに取り組むとともに、所管する学校でガイドラインに基づき適切に部が運営されるよう、指導・助言を行っています。

### ① 部活動に係る方針の策定・見直しの取組

〔市町部活動運営方針策定・見直し状況（平成31年1月・保健体育課調べ）〕

\* 策定・見直し済み 22市町、今後策定予定 7市町

### ② 策定した方針の公表・周知に向けた取組

- 校長会や教員対象の研修会等、学校関係者への説明
- 通知文やホームページなどで家庭へ周知

## (3) 学校における取組

中学校・義務教育学校では各市町の部活動運営方針、県立学校では県ガイドラインに基づいた部活動を進めています。

### ① 公立中学校（学校部活動運営方針取組状況等調査（平成30年12月実施）結果）

#### （ア）学校部活動運営方針の策定・見直しの取組

市町教育委員会の部活動運営方針を基に学校部活動運営方針の策定・見直しを進めています。

- ・ 公立中学校部活動運営方針策定・見直し状況（153校）

\* 策定・見直し済み 144校、今後策定予定 9校

#### （イ）学校部活動運営方針に基づく休養日と活動時間の遵守

- ・ 全ての部でできている 106校 (69.3%)
- ・ 一部の部を除いてできている 14校 (9.2%)
- ・ どちらかといえばできている 21校 (13.7%)
- ・ どちらかといえばできていない 2校 (1.3%)
- ・ 一部の部だけできている 1校 (0.7%)
- ・ 全ての部でできていない 0校 (0%)
- ・ 今後、学校方針を作成する 9校 (5.9%)

合 計 153校

### ② 県立高等学校（学校部活動運営方針取組状況等調査（平成30年12月実施）結果）

#### （ア）学校部活動運営方針の策定・見直しの取組

県ガイドラインを基に学校部活動運営方針の策定・見直しを進めています。

- ・ 県立高等学校部活動運営方針策定・見直し状況（54校）

\* 策定・見直し済み 53校、今後策定予定 1校

※ 調査時点未策定の1校は、平成31年2月に策定しました。

#### (イ) 学校部活動運営方針に基づく休養日と活動時間の遵守

- |                  |             |
|------------------|-------------|
| ・ 全ての部でできている     | 21校 (38.9%) |
| ・ 一部の部を除いてできている  | 21校 (38.9%) |
| ・ どちらかといえばできている  | 11校 (20.4%) |
| ・ どちらかといえばできていない | 0校 (0%)     |
| ・ 一部の部だけできている    | 0校 (0%)     |
| ・ 全ての部でできていない    | 0校 (0%)     |
| ・ 今後、学校方針を作成する   | 1校 (1.9%)   |
| 合 計              | 54校         |

#### ③ 公立中学校・県立高等学校共通の取組

##### (ア) 学校部活動運営方針の公表

- ・ 学校通信やホームページなどにより家庭へ周知しています。

##### (イ) 各部で活動計画の作成と家庭への周知

- ・ 各部は年間・月間等計画を作成するとともに、校長による各部活動計画確認の後、部活動通信やホームページへの掲載により家庭へ周知しています。

##### (ウ) 短時間で効率的・効果的な指導

- ・ 部の顧問は、短時間で効率的・効果的な指導方法を学び、指導に生かすよう取組を進めています。

## 2 検証委員会の開催

平成31年1月22日に県教育委員会は検証委員会を開催し、市町教育委員会や学校を対象に実施した取組状況等調査結果を報告するとともに、各学校の部活動が県や市町のガイドラインに基づいて適切に活動していくための課題や今後の取組、中学校の週休日および休日の活動時間の設定について、各委員から意見をいただきました。

### ○ 委員からの主な意見

#### ① ガイドラインに基づく活動と検証

- ・ ガイドラインに基づく取組については、生徒・保護者・教員がどのように評価しているのかを把握する必要がある。
- ・ 県教育委員会から市町教育長会や校長会等において委員会の内容を伝えていくことで、部活動についての県全体の動きが学校に伝わり、学校間の取組の差がなくなってくるのではないかと考える。

#### ② 部活動運営推進にあたっての課題

- ・ ガイドラインを策定する前から、生徒数減等のなかで部の精選や教員減による顧問の配置に係る課題はあった。子どもたちの思いもふまえ、部活動の門戸を広げたいが、希望どおりいかない状況もある。各学校では、在校生徒の気持ちも汲みながら、次年度以降のビジョンをもち、部の設置を考えいかなければならぬ。

- ・ 協会主催の大会等への参加により、休養日や活動時間が遵守できていない部があるという調査結果となっており、課題として継続的に検討していく必要がある。

### ③ 熱中症への対応

- ・ 熱中症は、冬場でも油断できないものである。県体育協会では、研修会でスポーツ指導員を対象に、熱中症防止の内容について、時間をかけて取り組んでいる。
- ・ 注意喚起も促していく必要がある。指導者・選手へ注意を促していく視点が中心であったと思うが、それらを取り巻く保護者や応援者等への配慮も必要である。

### ④ 中学校の週休日および休日の活動時間

- ・ 47都道府県の中で、本県以外の46都道府県が国のガイドラインに沿った活動時間の設定（予定を含む）となっており、国のガイドラインに沿ったものにしていく方がベターである。国に沿うようにしていくのであれば、活動時間に準備や後片付けの時間は含まないという形にしたらどうか。
- ・ 活動時間を3時間程度に修正するとしても、必要な休憩等を含めると、全体の指導時間は4時間程度となる。活動時間の文言の整理は必要と考える。また、活動時間については、日常の活動と大会等との区別を明確にする必要がある。

ガイドラインの内容修正については、関係団体にもしっかりと説明したうえで、委員会で議論をしていくべきである。

## 3 今後の取組

取組状況等の調査結果や検証委員会での意見をふまえて、運営状況、課題を整理し、今後、次のとおり取り組んでいきます。

### （1）市町および学校部活動運営方針の策定

#### ① 運営状況、課題

市町の部活動運営方針について、現在、県内22市町で策定および見直しが行われていますが、残る市町について、早急に策定していく必要があります。

公立中学校的部活動運営方針については、現在、市町の部活動運営方針が未策定となっている地域の学校を中心に未策定となっています。市町の部活動運営方針に基づいて、全ての学校で策定していく必要があります。

#### ② 今後の取組

引き続き、取組状況等を調査、把握するとともに、必要に応じて、市町および学校部活動運営方針策定または見直しのため助言等を行い、部活動運営方針に基づく活動の徹底に努めてまいります。

## (2) 学校部活動運営方針に基づく休養日と活動時間の遵守

### ① 運営状況、課題

学校部活動運営方針に基づく活動が「全ての部でできている」と回答した公立中学校は約7割（平成30年12月時点）でしたが、「一部の部を除いてできている」「どちらかといえばできている」と回答した学校を含めると9割以上の公立中学校で休養日と活動時間の遵守に向けて取り組んでいます。

各学校で進められている部活動運営方針に基づく部の運営については、肯定的な意見が多く、生徒・保護者・教員から概ね理解が得られています。

また、県立高等学校では、「全ての部でできている」と回答した学校は約4割（平成30年12月時点）でしたが、「一部の部を除いてできている」「どちらかといえばできている」と回答した学校を含めると、ほぼ全ての学校で休養日と活動時間の遵守に向けた取組が進められています。

週休日や休日に休養日を設定できなかった場合に、他の日に休養日を設定することや大会等の無いオフシーズンにまとめて休養日を設定することなどについて周知を図る必要があります。

### ② 今後の取組

市町教育委員会と連携し、学校部活動運営方針の策定・見直しを進めるよう働きかけていくとともに、全ての公立中学校等や県立学校で学校部活動運営方針に基づく活動が実践できるよう取り組みます。

学校における休養日および活動時間の解釈について、学校間で共通した認識のもと取組が徹底するよう、引き続き、校長会や部活動指導者研修会において、県ガイドラインの内容について説明してまいります。

また、短時間で効率的・効果的な部活動指導が行えるよう、部活動指導者を対象に、具体的な技術指導等について研修会を実施していきます。

## (3) 各競技団体との連携

### ① 運営状況、課題

各競技団体が主催する大会等への参加により、学校で設定した休養日や活動時間の遵守が困難になるケースがあります。大会の開催方法等について関係競技団体と協議していく必要があります。

### ② 今後の取組

県体育協会や関係競技団体に対し、ガイドラインに基づく部活動運営の必要性について説明するとともに、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、大会運営等の検討を依頼していきます。

また、一年を通した大会等の開催状況を把握するとともに、県・市町教育委員会、校長会、学校体育連盟および各競技団体等が、それぞれの立場で生徒や教員の負担軽減に向けて取り組むべき事項について検討するための場を持ち、適切な大会の規模や日程等の在り方などについて協議します。

#### (4) 適切な部活動指導の在り方

##### ① 運営状況、課題

各学校では、部活動運営方針で定める活動時間内に実施できる効率的・効果的な練習方法を構築していく必要があります。

また、生徒数の減少に伴う設置部維持について、今後、検討していく必要があります。

##### ② 今後の取組

短時間で効率的・効果的な部活動指導が行えるよう、中央競技団体が作成する手引きについて、作成の都度、通知するとともに、部活動指導者研修会等において手引きの活用を促してまいります。

また、学校においては、設置する部の他校との合同チームの編成や精選、生徒の多様なニーズに応える（競技志向でない活動など）環境整備について、学校や地域の実態に応じて、十分検討していく必要があります。

加えて、平成31年度は運動部活動サポーターを公立中学校へ5人、県立学校へ46人派遣するとともに、運動部活動指導員を公立中学校へ21人、県立学校へ5人配置し、地域人材の活用を促進します。

#### (5) 熱中症への対応

##### ① 運営状況、課題

熱中症による事故を防止するため、「熱中症予防運動指針（公益財団法人 日本スポーツ協会）」等を参考に、WBGT計を配置するなどの取組が進められていますが、引き続き、適切な水分等の摂取および休憩の確保などの取組を進めていく必要があります。

##### ② 今後の取組

国からの通知等について、引き続き、各市町教育委員会と情報共有を図り、熱中症防止に向けて啓発していきます。

また、県学校体育連盟等関係団体に対し、夏季の大会が安全に開催できるよう、気候状況に応じて、大会の運営方法の見直しについて検討を促していきます。

#### (6) 三重県部活動ガイドラインの修正

県ガイドラインで定める中学校の週休日および休日の活動時間について、他の都道府県のように国のガイドラインに則って3時間程度に修正していくことが適当との検証委員会での意見をふまえ、3月下旬に開催予定の検証委員会において、中学校における活動時間の一部を修正する予定です。

## 9 三重県総合教育会議の開催状況について

### [平成30年度第6回三重県総合教育会議]

1 開催年月日 平成30年12月21日

2 出席者 三重県知事、三重県教育委員会（教育長、教育委員4名）  
ゲストスピーカー：河合宣昌氏（岐阜聖徳学園大学教育学部非常勤講師、  
三重県道徳教育アドバイザー、三重県道徳教育推進委員）

3 協議事項 (1) 道徳教育について  
(2) 家庭教育と子育て支援について

4 協議結果 (○：教育委員会、●：知事、☆：ゲストスピーカー)

#### (1) 道徳教育について

☆ いじめを取り上げた教材により、いじめの辛さを共感し、いじめが起こる前にどうすればよかったですのか繰り返し考えることで、未然防止に繋がっていく。

☆ 「考え、議論する道徳」は、自分の考えを持ち、他者の様々な考え方と交流することで、他者理解をし、自分の考えがより明確になり、自己理解につながる点が大切なポイントである。

☆ 道徳の特質をふまえた授業になってきている現状にあるが、具体的な手立てが不十分で、特に、基本発問において予想される反応がなくとも対応が出来るよう、教員の力量を高めていく必要がある。

○ これまでの道徳は価値の押し付けや教材の読解に終始していたが、「考え、議論する道徳」に変えていくことが大切であり、他者の価値観と交流し、他者理解の経験を積み上げることを期待している。

○ 道徳は即効性を期待するものではなく、幼い頃から地域や家庭がゆっくり育んでいくものである。

○ 道徳教育が価値観の押し付けにならないようにすべきである。一人ひとりは違つてよく、一人でいてもよいということが共通に認識できる場であってほしい。

○ 人権教育は学習者に行動力を求めるが、道徳教育では求めるべきでないということが理解できた。道徳の授業では、教員が想定した答えに導くのではなく、考え方議論することにより自分の考えと向き合うことができるようになることが大切である。授業のまとめの際、ねらいとする価値の押し付けにならないようにすることが、教員の力量が試される部分である。

○ 教科書どおりに教えるだけでなく、一人ひとりの違いを許容し、多様性を育むといった観点での道徳も大切であると感じた。

● 道徳は具体的な行為を結果として求めない点には、共感がもてた。一方で、しゃべるのが苦手な子や表情に出すのが得意でない子など様々な子がいる中で、教員が手応えを感じができるものになれば、道徳教育に対する意欲も高まるし、具体的な手立てに対する肯定感も高まる。

## (2) 家庭教育と子育て支援について

- 家庭教育は地域総ぐるみでの取組が必要である。学校や地域の企業、住民が連携して家庭教育を応援するネットワーク形成は、今後の地域づくりの重点事項となる。正規雇用で働く女性が結婚を希望しない要因は、子育てが女性だけに負わされ、自分のキャリアが閉ざされてしまうことになると思われるような調査結果がある。男性ももっと育児・家事に参加するよう、企業としても取り組んでいくことが必要である。
- 家庭や子育てを大切にしたい男性は増えていると感じるが、その理想像が現実と合っていないので、企業におけるワーク・ライフ・バランスなどの取組を充実していく必要がある。また、苦労している子育て世帯を助けたいと思っている人は地域にたくさんいると思うので、行政がそういう方々とのマッチング機能役として支援してはどうか。
- 企業では、「家庭は大事である」「男性の子育てが大切である」などと言っても社員はなかなか実行できないので、例えば、休暇取得を義務化し、家庭での時間を作れるようにすべきである。県の男性の子育て支援に関する講師派遣の取組は、社員が家庭教育や子育て支援の大切さを知ることができるとてもいい機会となった。
- 家庭教育は保護者の主体性を大事にしながら支援することも必要である。一方で、主体性を尊重した結果、本当に必要なところまで支援が行き届いていないことがある。主体性を尊重するか、支援が必要かの境界線上にある家庭に、誰がどうセーフティネットをつくり、手を伸ばしていくかを、しっかり役割分担する必要がある。
- 家庭は教育の原点であるが、行政としてどこまで手を伸ばしていくかは難しい問題である。教育委員会と子ども・福祉部が一緒に、学校と家庭の役割について保護者と話し合うことで伝わると感じている。
- 県の家庭教育の取組について、こんなことに取り組むと家庭や子どもたちにとってこんな良い結果に結び付く、といったアウトカム指標とし、取組の必要性を説明できれば、社会に広がっていく。

## [平成30年度第7回三重県総合教育会議]

- 1 開催年月日 平成31年2月4日
- 2 出席者 三重県知事、三重県教育委員会（教育長、教育委員4名）
- 3 協議事項
  - (1) 体力向上について
  - (2) スポーツの推進について
- 4 協議結果 (○：教育委員会、●：知事)
  - (1) 体力向上について
    - 全般的に改善が図られてきたのは、様々な取組が功を奏していると考えられる。体力・学力双方で良い調査結果が出ている学校のデータを分析し、相関関係を調べてみてはどうか。継続的に不得意種目が存在することについて、なぜそのような傾向があるのか、原因を科学的な視点で考察することが必要である。
    - 全ての子どもたちが楽しく運動に取り組むようになるためには、体育の授業に苦手意識を持たせることがないよう、楽しみながら体を動かすことを中心に据えた授業づくりが必要である。
    - 体力の向上は学力の向上にもつながり、そのためには、各家庭での働きかけが欠かせない。健全な体力の向上のためには食育も重要なので、保護者は食育について一定の知識を持つことが大切である。
    - 子どもたちに運動習慣をつけることが大切であり、そのためには運動習慣が乏しい児童生徒が多くの項目において低位であるという調査結果が各家庭に伝わるよう、改善提案を加えたフィードバックを強化することが必要である。
    - 体を動かすことやスポーツそのものが楽しいと感じる児童生徒が増えることが重要である。そのためには、就学前に家庭で体を動かすことが楽しいと思えるような状況になることが大切である。
  - (2) スポーツの推進について
    - 部活動ガイドラインに基づく休養日や活動時間を、全ての部で遵守できているのは、中学校で約7割、県立学校で約4割にとどまっており、大きな課題である。地域などの外部人材による指導や、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなどに生徒が参画できる仕組みづくりが必要である。
    - 東京オリンピック・パラリンピックに続き、三重とこわか国体が開催されることから、三重県においてはスポーツを推進するまたとない大きなチャンスである。
    - 三重県は中学校男女で運動部活動参加率が全国より高く、地域クラブ活動参加率は全国より低い。運動部活動が運動時間量を支えている現状であるが、少子化で部活動が成立しない学校が増えてきていることから、地域クラブの活動に重点を移し、学校を越えて地域でスポーツに取り組める環境を整える方向性も必要となる。
    - 部活動のあり方については時間をかけてしっかりと議論していきたい。地域のスポーツ人材の活用についても、課題を整理しつつ受け入れ体制を整えていきたい。
    - 国体・全国障害者スポーツ大会局の「コーチアカデミー」の取組で得たノウハウ等を教育委員会内でもしっかりと共有してもらいたい。部活動ガイドラインを遵守するためにどのようなサポートが必要か、もう少し突っ込んで考える必要がある。

## 10 審議会等の審議状況について（平成30年11月21日～平成31年2月13日）

### 1 三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	第3回三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	平成31年1月15日
3 委員	会長 小林 慶太郎 副会長 村田 典子 委員 伊藤 理恵 他7名（出席者計10名）
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちが自らの将来を主体的に考える力を育む教育について</li> <li>・地域の教育力の活用について</li> </ul>
5 調査審議結果	<p>&lt;主な意見&gt;</p> <p>①子どもたちが自らの将来を主体的に考える力を育む教育について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非認知能力は幼児教育の中で育まれることから、次期ビジョンにおいて幼児教育の質的な改善を検討する必要がある。</li> <li>・学校に通学するだけで精一杯という家庭が存在することを忘れてはならない。経済的に困窮している家庭への対策が急務である。</li> <li>・子どもや家庭の状況はさまざまで、それぞれの児童生徒に応じた支援が求められるが、学校の範疇を超える場合もある。働き方改革に注力しすぎると、子どもたちへの対応が不十分となる恐れもあり、福祉部局との連携が不可欠になっている。</li> </ul> <p>②地域の教育力の活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で子どもたちがさまざまな大人と出会うことにより、コミュニケーション力を高めることができる。地域の中で子どもたちが自己肯定感を高めるような学びがあるとよい。</li> <li>・地域の教育力も、定年延長や関係性の希薄さにより弱体化している。地域のつながりも希薄になる中で、「学校カフェ」等、地域の人が集うきっかけがあるとよい。</li> <li>・起業家精神の涵養により、異なる分野をつなぎ、新しい価値を創造する人材を育成することを次期ビジョンに取り入れてはどうか。</li> </ul> <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学びのセーフティーネット」の構築は次期ビジョンでも欠かすことのできない視点である。</li> <li>・三重県では外国籍の子どもたちの教育について、独自の日本語教材やわかりやすい授業など先進的に取り組んでおり、今後、外国籍の児童生徒の増加が予測されることから、次期ビジョンではこうした取組も生かして欲しい。</li> </ul>
6 備考	次回開催予定：2019年5月頃

## 2 三重県地方産業教育審議会

1 審議会等の名称	第2回三重県地方産業教育審議会
2 開催年月日	平成31年1月29日
3 委員	会長 中川 雅弘 副会長 村田 典子 委員 池村 均 他7名 (出席者計8名)
4 諒問事項	「職業教育の充実・発展のための推進計画」をふまたえた各学科の取組について
5 調査審議結果	<p>「職業教育の充実・発展のための推進計画」をふまたえた各学科の取組について審議を行いました。</p> <p>＜主な意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校のGAP教育は農業界より進んでいる。GAP教育を受けた生徒が農業分野に就職し楽しみをもつてやってほしい。</li> <li>・介護の魅力を伝える取組を進めてほしい。介護福祉士等が参加する「みえ介護技術コンテスト」で、高校生が活躍した。高校での指導に感謝している。</li> <li>・企業にとって情報に関する分野は最重要課題である。情報に関する知識が高い高校生もおり、今後も力を育んでほしい。一方で知識や技術だけでなく、健全な心や身体を育んでいくことが重要である。</li> <li>・企業が求めるICT人材は、分野と企業規模によって異なる。高校生にはビックデータの解析や情報セキュリティに関する基本的な知識を身につけてほしい。</li> <li>・審議のまとめで示されているキャリアプランニング能力をどのように向上させていくかが課題であり、体系的に進めることが大切である。</li> <li>・企業は日々変化しており、企業の現状を理解するために教員にもインターンシップ等、企業での研修を体験してほしい。</li> </ul>
6 備考	次回開催予定：2019年度中

### 3 三重県障害児就学指導委員会

1 審議会等の名称	三重県障害児就学指導委員会
2 開催年月日	平成 31 年 1 月 22 日
3 委員	委員長 松浦 直己 副委員長 岩本 彰太郎 委 員 池田 和也 他 10 名 (出席者計 9 名)
4 質問事項	平成 31 年度の県立特別支援学校就学予定者の障がいの実態等の調査および学校指定に係る審議について
5 調査審議結果	市町等教育委員会から提出された個々の幼児、児童および生徒の障がいの種別、程度および観察・相談調書をもとに、県立特別支援学校への就学が適切であるかの判定と学校指定に関する審議を行いました。 審議結果をもとに、三重県教育委員会に対して、158 名の学校指定に関する建議がありました。
6 備考	次回開催予定 2020 年 1 月中旬

#### 4 三重県いじめ対策審議会

1 審議会等の名称	第1回三重県いじめ対策審議会
2 開催年月日	平成30年11月30日
3 委員	会長 尾高 健太郎 副会長 斎藤 洋一 委員 世古口 文子 他2名（出席者計3名）
4 諮問事項	三重県の公立学校におけるいじめの状況について 三重県いじめ防止基本方針の改定案について
5 調査審議結果	<p>1. 本県の公立学校におけるいじめの状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県のいじめの認知件数</li> <li>・市町の研修の実施状況</li> </ul> <p>について意見交換を行いました。</p> <p>2. 三重県いじめ防止基本方針の改定案について審議しました。 (主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい特性のある子どもは加害にも被害にもなりやすいというデータもある。教員を対象とした発達障がいの研修も盛んに行われ、教員の知識も格段に増えているが、今後も障がい特性といじめの関連について周知を進めていくべきである。</li> <li>・児童生徒が、いじめはいけないことだという意識を持つために、幼いころから地域・保護者も含めて啓蒙していくべきで、そのための具体的な方策について記載が必要である。</li> <li>・いじめの問題への対応には、医療につなぐべきケースをスクールカウンセラーが抱え込まず、精神科医と連携できる体制が必要である。</li> <li>・いじめの相談窓口をしっかりと周知することは大切なことで、相談体制の充実とともに、記載してほしい。</li> </ul>
6 備考	

1 審議会等の名称	第2回三重県いじめ対策審議会
2 開催年月日	平成30年12月21日
3 委員	会長 尾高 健太郎 副会長 斎藤 洋一 委員 世古口 文子 他2名（出席者計4名）
4 質問事項	県立高等学校におけるいじめ重大事態の調査について
5 調査審議結果	<p>県立高等学校におけるいじめの重大事態の調査について、以下のとおり審議しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会委員が遺族を訪問し調査について説明をする。</li> <li>・遺族、学校の関係教員から聴き取りをし、その後の調査内容について決定する。</li> <li>・SNSに対する指導等、学校の対応についても確認を行う。</li> <li>・弁護士会に推薦を依頼し、調査員として弁護士を1名追加する。</li> <li>・学校や生徒に対してできるだけ動揺を与えないように、調査を進める。</li> </ul>
6 備考	次回開催予定：平成31年3月14日

## 5 三重県社会教育委員の会議

1 審議会等の名称	三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	平成 31 年 2 月 12 日
3 委員	座長 田口 鉄久 委員 花岡 みどり 他 5 名 (出席者計 7 名)
4 質問事項	「子どもの学びと地域をつなぐ連携・協働のあり方」について
5 調査審議結果	<p>平成 30 年度の審議テーマ「子どもの学びと地域をつなぐ連携・協働のあり方」について、これまで 2 回の審議内容と国の動きをふまえ、今後の県教育委員会の取組の方向性と社会教育行政に期待される役割等についてご意見をいただきました。また、審議の中で、次年度の審議の方向性についても助言いただきました。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校支援地域本部事業の仕組みは、県内各地で整ってきているが、地域と学校のパートナーシップに基づく双方の「協働」には至っていないところが多い。取組のとりまとめや発信等、学校に拠る部分が大きい。地域側にも拠点となるところが必要である。</li> <li>・地域学校協働活動は、子どもも大人も、地域をよくしていこうということを柱に進めていくものだと考える。社会に開かれた教育課程と言われるように、子どもが積極的に地域に出向き、大人と一緒によりよい社会をつくるていく資質・能力を育むことを目標に活動が展開されるとよい。</li> <li>・文部科学省が組織を再編し、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進をめざすように、県や市の教育委員会においても、地域学校協働活動の推進方策を学校教育と社会教育とが一緒に話し合うことのできる場づくり等が必要である。また、教育委員会だけでなく、関係部局も含めて考えていくとよい。</li> <li>・地域学校協働活動の成功事例を見ると、公民館が地域の拠点となり、活発に活動し、地域と学校をつなぐ役割を果たしている。地域の活性化、地域の課題解決、地域の教育力向上に、公民館がどうあるべきかについて、今後考えていく必要がある。</li> </ul>
6 備考	次回開催予定：2019 年 6 月頃

## 6 三重県文化財保護審議会

1 審議会等の名称	三重県文化財保護審議会
2 開催年月日	平成 30 年 12 月 17 日
3 委員	会長 櫻井 治男 副会長 森 誠一 委員 林 良彦 他 17 名 (出席者計 13 名)
4 資問事項	平成 30 年度三重県指定文化財の指定等に関する質問、審議および答申について
5 調査審議結果	<p>県教育委員会が質問した三重県指定文化財の新指定 4 件について、審議の結果、いずれも質問どおり答申されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新指定の答申が行われたもの</li> </ul> <p>[有形文化財 1 件]</p> <p>(絵画) 絹本著色仏涅槃図 1 幅</p> <p>[無形民俗文化財 3 件]</p> <p>(民俗芸能) 日置神社の神事踊</p> <p>(民俗芸能) 大江の羯鼓踊</p> <p>(民俗芸能) 比自岐神社の祇園踊</p>
6 備考	<p>次回開催予定：2019 年 7 月頃</p> <p>次回審議会では 2019 年度の三重県指定候補文化財について質問する予定</p>